

防火管理者の資格区分について

防火管理者の必要資格区分は建物が甲種か乙種のどちらになるのかを判断した後、建物やテナントに必要な防火管理者の資格区分を判断します。

〈防火対象物（建物）の区分と建物の防火管理者の資格区分〉

用途	特定用途の防火対象物				非特定用途の防火対象物	
	(6)項口の施設が含まれる防火対象物	左記以外の防火対象物				
防火対象物全体の収容人員と延べ面積	10人以上	30人以上			50人以上	
	すべて	300㎡以上	300㎡未満	500㎡以上	500㎡未満	
防火対象物区分	甲種防火対象物	甲種防火対象物	乙種防火対象物	甲種防火対象物	乙種防火対象物	
資格区分	甲種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	

〈テナントの防火管理者の資格区分〉

区分	甲種防火対象物のテナント						乙種防火対象物のテナント
テナント部分の用途	特定用途				非特定用途		すべて
	(6) 項口		左記以外				
テナント部分の収容人員	10人以上	10人未満	30人以上	30人未満	50人以上	50人未満	すべて
資格区分	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者

防火管理者は、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある方で、防火管理に関する知識及び技能の専門家としての資格を有していることが必要です。

その資格は、防火管理講習修了者又は防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者（消防法施行令第3条第1項第1号ロ、ハ及び消防法施行規則第2条に定める者）に付与されます。

甲種防火管理者の資格は対面式講習で2日間（概ね10時間）、乙種防火管理者の資格は1日間（概ね5時間）。なお、各資格区分のオンライン講習も行われています。

ご不明な点は管轄する消防署へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先 鹿角広域行政組合消防本部

消防署0186-23-4975 十和田分署0186-35-2006 小坂分署0186-29-2119